

足助村ご利用案内



営業期間 3月19日(土)～11月6日(日)

ただし、夜間のご利用は、GW、7月～9月の土・日と祝日、8/8～8/17

※新型コロナウイルスの状況次第では、営業期間の変更があります。

休村日 木曜日 (GW、夏休み期間中は無休)

※豊田市東部に警報(大雨・暴風・洪水)が発表された場合は休業となります。

ご予約について

3月1日(火)より予約受付開始。※(電話受付 9:00～17:00 木曜定休)

ただし、7月16日(土)～8月31日(水)のご予約は6月1日(水)9時より受付。

必ずお電話で三州足助屋敷(代)0565-62-1188までお申込下さい。

○ご利用日の2か月前～3日前の間に限り、インターネット予約可能になりました。

空き状況の確認&予約 ⇒ <http://asukeyashiki.jp/asukemura.html>

施設のご案内

・バンガロー・全5棟 ※雨天対応

各棟の庭に備付けのバーベキューコンロがあります。

・バーベキュー専用施設(屋根付全8基) ※雨天対応

備付けコンロを囲み、イスに座ってバーベキューができます。共同の流し台。

ご利用料金

○バンガロー(※定員数の内、未就学の乳幼児は2名で1人とします。) ※宿泊利用は休止中

利用	利用時間	炭網	料金	定員	設備	ご利用いただけるもの
昼間	11時～15時	無	7,000円	8人	畳間8畳・板間4.5畳、流し、洋式トイレ、BBQコンロ(庭)	種火、火箸、うちわ 包丁、まな板、ざる、ボール、スポンジ、洗剤
		有	8,000円			
夜間	16時～20時	無	8,000円	8人		
		有	9,000円			

○バーベキュー専用施設(※定員数の内、未就学の乳幼児は2名で1人とします。)

利用	利用時間	炭網	料金	定員	ご利用いただけるもの
昼間	11時～15時	無	4,000円	6人	種火、火箸、うちわ 包丁、まな板、ざる、ボール、スポンジ、洗剤
		有	5,000円		
夜間	16時～20時	無	4,000円		
		有	5,000円		

※料金の内、下段は備品(網、鉄板いずれか1枚及び炭2kg)のセット代込みです。

ご予約・お問い合わせ先

三州足助屋敷 (代)0565-62-1188(電話受付 9:00～17:00 木曜定休)

444-2424 豊田市足助町飯盛 36 HP <http://asukeyashiki.jp>

○カーナビ入力 現地・足助村住所及び電話…豊田市岩神町川見 13-4 0565-62-1800

足助村のお食事・食材 ※要予約(3日前まで)※2名様より承ります。

・お手軽コース A・Bセット 2,500円 レディースセット 1,800円

Aセット(牛カルビ 90g、豚肉 90g、ZiZi工房フランクフルト、野菜5種盛、五平餅)食器付

Bセット(生アユ、鶏肉 100g、豚肉 90g、ZiZi工房フランクフルト、野菜5種盛、五平餅)食器付

レディースセット(鶏肉 90g、豚肉 90g、ZiZi工房フランクフルト、野菜3種盛、五平餅、アイス)食器付

・単品メニュー ※飲物以外は3日前までにご予約下さい。

・生アユ	500円	・ZiZi工房フランクフルト	300円	・五平餅	350円
・缶ビール・地酒	350円	・地元産白飯(2合から)1合	320円		

・その他 網、鉄板の追加料金 600円/枚 ・炭(2kg)800円※1kg売りあり

キャンセル料のご案内

お客様の都合により予約をお取消しになる場合はキャンセル料を申し受けます。

ご予約日の前10日から前日までは、施設利用料金の30%

ご予約日の当日は、施設利用料金及び食事料金の100%

お持込・お連れ出来ないもの

- ・電化製品
- ・大きな音の出るもの(オーディオ機器・楽器等)
- ・犬などペット
- ・BBQコンロ、焼き台・イス

その他お願いごと

- ・食材・お飲物のお持込も出来ますが、ゴミは所定のゴミ箱へ捨てて下さい。
- ・香嵐溪は国定公園、特別鳥獣保護区ですので花火は禁止されています。
- ・川遊びは決して安全ではありません。吊橋からの飛び込みは禁止です。
- ・小さなお子様からは目を離さないで下さい。
- ・川釣りは遊漁券が必要です。(雑魚日券(400円)は受付にて販売)
- ・エリア内での事故、盗難については責任を負いません。
- ・施設中の器具等の破損等は実費の弁済となります。
- ・ルールを守って頂けない場合は、ご利用をお断りさせて頂く場合があります。
- ・当日の利用状況:問合せは足助村(0565-62-1800)まで。

※当施設は、豊田市条例を遵守しております。

【豊田市暴力団排除条例について】

当施設は豊田市暴力団排除条例を順守しており、同条例第7条1項及び第2項に「当該公の施設の利用が暴力団の利益になると認められたときは、施設の利用を許可しない、許可を取り消し利用の中止を命ずることができる」とあります。そのため、当施設を利用するお客様に際しては、「集団的または常習的不法行為等を助長するおそれのある団体、または反社会的団体の構成員またはこれに準ずるものではないこと」を了承の上、ご利用をお願いしております。

